

キャンプ桑江北側部分の返還軍用地に係る「特定跡地給付金」の
支給期間延長等に関する意見書

北谷町キャンプ桑江北側部分の返還軍用地は、平成15年3月31日に返還され、1年6か月の特別管理期間を経て、平成16年9月30日に地権者への引渡が行われております。現在、町施行による土地区画整理事業が進められておりますが、その進ちょく状況は、当初計画より大幅に遅れております。事業促進を困難にしている要因は、返還前から懸念されていた事項や新たな要因も出てきております。

一方、「特定跡地給付金」の支給期間が、平成19年9月30日までと目前に迫っており、地権者の生活にとって、事業の遅れは深刻で、時間的、経済的損失は多大であります。また、事業促進を困難にしている要因は地権者に帰すべきものではなく、長年にわたり、米軍施設・区域として基地を提供してきた国の責任において解決すべきものです。

つきましては、当該地権者の不安払拭と生活の安定を図るため、下記事項について、貴職の特段の御配慮を賜りますようお願いします。

記

- 1 平成19年9月30日に終了する当該地の「特定跡地給付金」の支給期間について、地権者の意向に添って、その延長を実現すること。
- 2 事業促進を困難にしている次の5項目の要因について、その解決に向け適切な措置を講じること。
 - (1) 埋蔵文化財包蔵地の土壌汚染の浄化処理
 - (2) 引き渡しを受けた後に新たに発見される土壌汚染等
 - (3) 埋蔵文化財の発掘調査
 - (4) 土地区画整理事業地内の造成高の確保
 - (5) 沖縄県西海岸道路の北谷地区ルート

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年3月22日
沖縄県中頭郡北谷町議会

(あて先)

内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策) 防衛施設庁長官
那覇防衛施設局長 沖縄総合事務局長 南部国道事務所長 沖縄県知事